H28.2　中央市下水道課

中央市下水道区域内における「ディスポーザ」の設置について

◎設置可能なシステムについて

■ 認定を受けた「ディスポーザ排水処理システム」のみ設置できます

下水道に接続している事業場・住宅等でディスポーザ排水処理システムを設置する場合、中央市では、公益社団法人日本下水道協会が定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)（平成 25 年 3 月)」に基づき、同協会による規格適合評価及び製品認証を受けた製品は設置できます。

○設置できるもの	×設置できないもの
『ディスポーザ排水処理システム』 生ゴミを砕いて排水処理装置により生ゴミを取り除いた排水のみを下水道へ流します。	**『単体ディスポーザ』** 砕かれた生ごみを排水と一緒に、そのまま下水道へ流します。
(公社)日本下水道協会による規格適合評価書及び製品認証書を受けたもの	排水処理装置のないもの、ディスポーザ排水処理システムでも左記に該当しないものは設置不可

◇下水道接続している事業場・住宅等での「単体ディスポーザ」の設置は、下記の理由により認めていません。

- 堆積物が下水管内にたまり、悪臭、閉塞の原因となる
- 汚水水処理場の負荷が増え、放流水質が悪化し、汚泥発生量が増大する
- 下水道管内の腐敗発酵が促進され、悪臭が発生する
- 野菜くずなどを排出するため大量の水を必要とし、汚水量が増大する

◎設置の際の手続きについて

■ 「ディスポーザ排水処理システム」の設置には、事前の「届出」が必要です

システムを新設、増設又は改築する際には、**排水設備工事の申請書類と併せて、以下の書類をご提出ください。**また、工事は**中央市下水道排水設備指定工事店**にて施工していただく必要があります。

(1)ディスポーザ排水処理システム設置(変更)届出書(様式第１号)
(2)性能基準(案)適合評価書の写し
(3)維持管理計画書(様式第２号)
(4)誓約書(様式第３号)
(5)システムの維持管理業務委託契約書の写し。(ただし、届出時までに契約を締結できない場合は、維持管理業務委託契約確約書(様式第４号))
(6)その他

◎維持管理について

■ 設置後は、適切な維持管理等を行う必要があります

ディスポーザ排水処理システムの維持管理に関しては、専門の維持管理業者へ保守等を委託し、その機能が良好な状態に保持できるよう、適切な維持管理をお願いします。

また、設置したシステムの維持管理に関する資料等は、３年間の保管をお願いします。

お問い合わせ
中央市下水道課　下水道担当
ＴＥＬ：055-274-8555

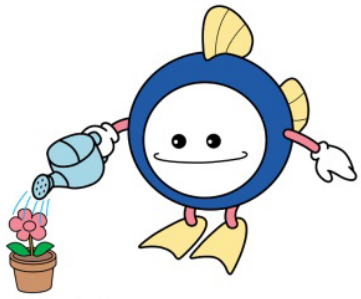

下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

中央市長　　様

（申請者）　住　　所
（法人の場合は、所在地）
氏　　名　　㊞
（法人の場合は、名称及び代表者）
電話番号

ディスポーザ排水処理システム設置（変更）届出書

中央市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第４条の規定により、次のとおり届け出ます。

建築の概要	用　　途	一般住宅 ・ 集合住宅 ・ 店舗 ・ その他（　　）
	所　在　地	
	戸数又は階数	
設置するシステム	名　　称	
	適合評価番号	
	メーカー名	

添付書類
１　性能基準（案）適合評価書の写し
２　維持管理計画書
３　誓約書
４　維持管理業務委託契約書又は維持管理業務委託確約書
５　その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第４条関係）

維持管理計画書

設置場所：　　建物用途：

システムの名称	認証月日	
	認証番号	
	名称	
	認証取得者名（メーカー）	
	メーカーの担当者及び連絡先	
維持管理業者	ディスポーザ部	電話
	排水処理部	電話
設置数量	ディスポーザ部 排水処理部	個 個
システムの仕様	ディスポーザ部	形　式 製　造 品　番
		構　造　別紙のとおり
	排水処理部	設計人員　人 計画生ごみ量　kg/日 計画汚水量　㎥/日
		構　造　別紙のとおり
	算定根拠	別紙のとおり
	処理水質	ＢＯＤ　ｍｇ/ℓ未満 ＳＳ　ｍｇ/ℓ未満 ｎ－ヘキサン　ｍｇ/ℓ以下
維持管理	ディスポーザ部	点検頻度
	排水処理部	定期点検の頻度
		水質検査の頻度
		汚泥引抜の頻度 （生物処理タイプ）
		配管内の点検頻度
		清掃頻度
点検項目	ディスポーザ部	別紙のとおり
	排水処理部	別紙のとおり
点検記録表	別紙のとおり	

様式第３号（第４条関係）

年　　月　　日

中央市長　　様

（申請者）　住　　所
（法人の場合は、所在地）
氏　　名　　㊞
（法人の場合は、名称及び代表者）
電話番号

誓　　約　　書

中央市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱及び下記の項目を遵守します。

記

１　自己の責任を持って、維持管理計画書のとおり適切な維持管理を行います。

２　届け出た書類の内容に変更が生じる場合は、事前に書面で提出します。

３　公共下水道への放流水質について、市から測定結果を求められたときは、速やかに応じます。

４　公共下水道への放流水質が性能評価値に適合しないときは、速やかに改善します。

５　市が当該システムについて基準等を新たに設けたとき又は変更したときはこれに従います。

６　システムを有する建築物を譲渡する場合は、その譲渡人に対し、この誓約内容を承継させ、かつ、維持管理業務委託契約の締結が必要であることを説明します。

様式第４号（第４条関係）

年　　月　　日

中央市長　　様

（申請者）　住　　所
（法人の場合は、所在地）
氏　　名　　㊞
（法人の場合は、名称及び代表者）
電話番号

維持管理業務委託契約確約書

次の建築物に設置するディスポーザ排水処理システムの維持管理業務委託契約を速やかに締結します。なお、契約締結後、その契約書の写しを速やかに提出します。

建築の概要	用途	一般住宅　・　集合住宅　・　店舗　・　その他（　　）
	所在地	
	戸数又は階数	
システムの概要	名称	
	適合評価番号	
	メーカー名	